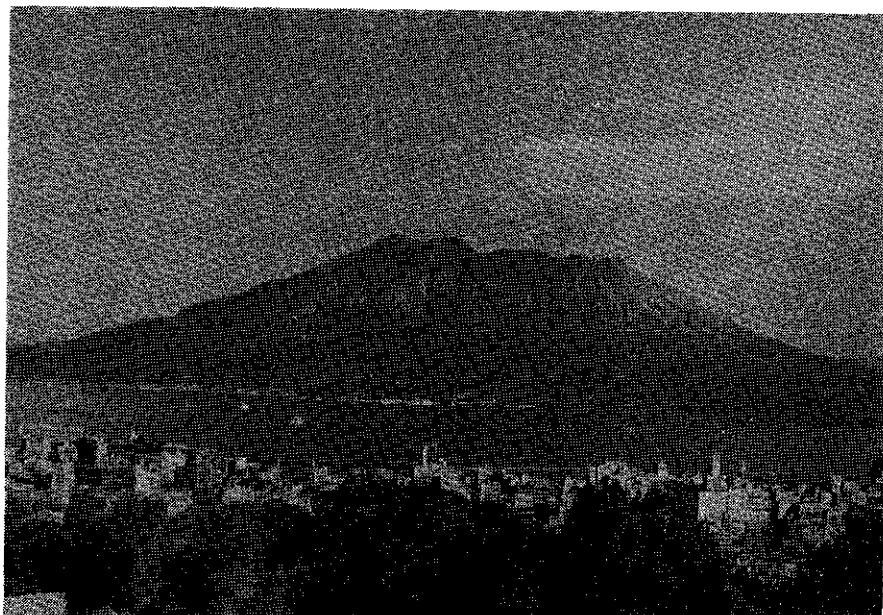


第11回定時代議員総会

# 鹿児島大会を 成功させよう！

明日への前進を目指して



全  
国  
青  
年  
税  
理  
士  
連  
盟

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
連盟 5-20-11  
本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(354)4162  
発行人 小林繁夫  
会長  
編集人 石龜邦俊  
広報部長

会員諸兄には、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

鹿児島大会は十一年目を迎え、今後さらに飛躍し、明日への前進を目指す第一歩としての大会にしたいと張切っておりまます。

本年は税理士法改正の年でもあります。将来の税理士業界の命運をかけた大事な年でもあります。みんなで語り合いましょう！

すでに鹿児島では、皆様がご満足いただけるように、鹿児島県随一の城山観光ホテルに会場を設営しております。

鹿児島は幕末期、明治維新の大業に活躍した人物を多く輩出し、日本の夜明けをもたらした歴史的な県であります。この歴史的な鹿児島で大会を開催されることは、正に打って付けの開催地です。

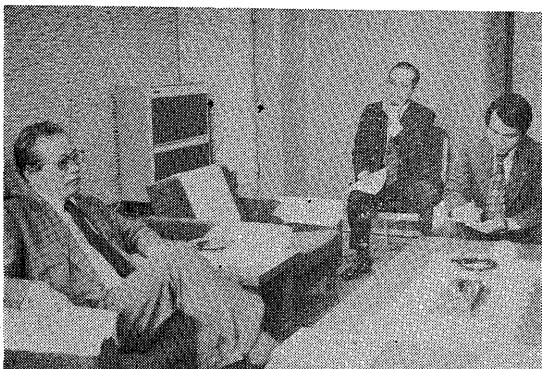
史と景と温泉の町鹿児島で会いましょう。！

鹿児島大会実行委員会

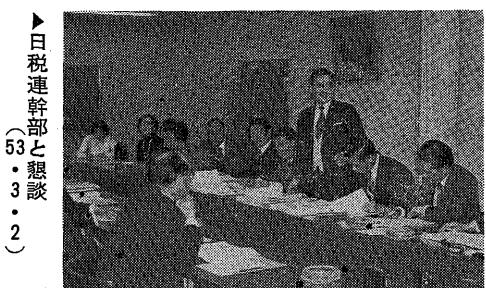




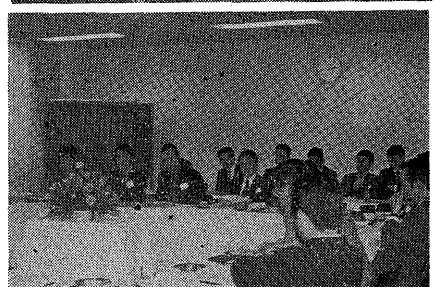
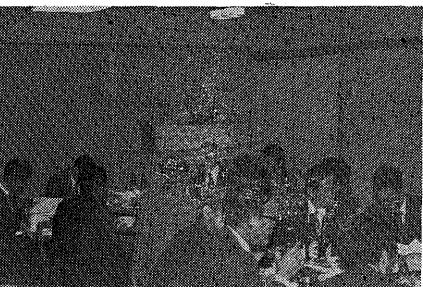
▲新執行部誕生（52. 7. 17）



▲税制調査会小倉会長と懇談（52. 9. 3）

▶日税連幹部  
(53と  
・3  
・2)

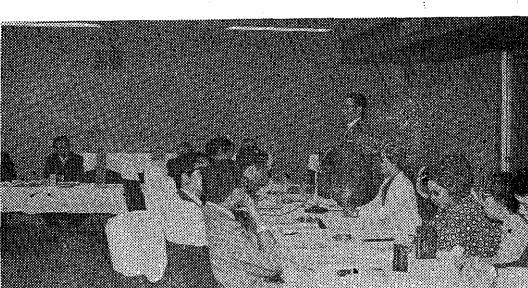
## 全青税一年の足跡

◀秋季シン  
・ジウム  
・13)▶各地で常務  
理事会開催  
(53で  
・2  
・4岡山にて)◀徳島の青年税理士と組織づくり  
(53  
・2  
・3)

▲税理士法改正対策本部設置(53. 5. 17)



▲税理士法改正緊急報告・全国討論集会(53. 3. 4)



▲自民党税理士問題小委員会に出席(53. 6. 1)



▲国会めぐり。議員会館で打合せ(53. 5. 19)

# 主張

**税理士法改正運動いよいよ大詰め！**

税理士業界の永年の悲願であつた税理士法改正運動も、いよいよ大詰めを迎えたと言つてもよいであろう。それは昨年十二月二十七日の「国税当局と日税連との懇談会報告」を契機に活発になり、明けて本年一月二十六日、日税連正副会長会に提出された「会長感觸六項目メモ」と「税理士法改正研究資料」の中味が知らされ、改めて事の重大性を認識したのである。從来我々は日税連の会報を見る限りでは、昭和47年に策定した「税理士法改正に関する基本要綱」（以下基本要綱とよぶ）の理念にそつた法改正を実現するものと信じていたし、その実現のための活動もしてきた。ところが、この「会長感觸六項目メモ」によると、我々が一環して主張している「税理士の職責ないし使命」「特別税理士試験の廃止」「税理士会の自治権の獲得」等は、ことごとく改正困難、至難というものになつてゐる。昭和三十九年の政府案の廢案以来の歴史的な流れ、

運動の実績はどうなつてしまつたのか？その後、日税連執行部は、このままでは法改正運動が進展しないと判断したのか、あるいは、急ぐあまりに、急に方向転換をし、基本要綱の修正をする動きさえみられるようになった。それは山本会長より次から次へと出され、日税連税理士法改正対策委員会（大竹浩委員長）（以下「税対」とよぶ）への諮問、付託事項の内容からみても、明白である。まず一般試験制度についていえば、基本要綱では特別試験廃止後検討すべきこととしているにもかかわらず、一般試験制度の改善を行なおうとしている。同じことは、税理士の組織団体についてもいえることである。組織のあり方については、既に基本要綱の策定時における唯一のものが基本要綱なのである。それが、このように日本が経過につれ、日税連執行部の姿勢はくずれ、基本要綱の無視あるいは修正を企み、その内容を会員に知らせようとしない。聞きおよぶところ、山本会長は、自民党税制議員懇話会の席上、「日税連が昭和三十九年の政府案に反対し廢案会制の名のもとに税理士会を分断し、力を弱めるための何ものでもない。なお税理士の「使命の明確化」、「自主権の確立」について、今日改正する趣旨は、納税者の鼎立した実益に富んだ法案をつくつていきたい」という意味のことなどとさえいわれている（日本税政連第一〇七号）。あの当

な納税義務の実現にさきんじてトップに掲げなければならない理由（「納税の憲法的意義を踏えて…」）というように抽象的ではなく、もっと具体的には何かとする山本会長よりの指示があつたと伝えられている。これについても税理士法改正時に充分すぎる議論されているし、また五月十一日には税理士法人制、法33条の2の添付書面と税務監査、使用人等に対する監督義務などが会長付託として出てきている。何故、基本要綱にない項目、既に解決済み問題まで取り上げる必要があるのであろうか。日税連で機関決定を得て行なおうとしている。同じことは、国会活動の封じこめを行なおうとしている！

国会上程時期は来年二・三月頃のようであるが、会員の国会活動を封じこめるための準備も着々と進められている。

その一つが、五月二日の日税連正副会長会に提出された「税理士法改正法律案国会上程時前後の心掛けについて」と題するもので、成案についての批判、攻撃により国会成立を妨げる事をしない、等々の文言となつていて。幸いにしてこの件は撤回したが、この法改正を日税連執行部（一部幹部役員）の意のままに進めようとしていることを裏付けている。税政連の組織は何のためにあるのか、改めて問い合わせたい。

このように、一般会員に知らざることなく、法改正作業がどんどん進み、既に法案の骨格が出来ているとさえいわれている（先程述べました、十二月二十七日の国案を持ち込んだあの歴史的な闘いを忘れてしまったようである。この発言内容からも明らかである。これが、昭和三九年の政府案とほぼ変化への当座的ワン・ステップと考らるべきが、当局は、「……その結果得られた法改正を基本要綱達成への当座的ワン・ステップと考える必要もない」といつていうようだ。日税連執行部が進めていた「政府へのお願い」—建議方式一が達成されるならば、現在よりさらに基本要綱が実現不可能なものとなるであろう。

私共、青税会員はもとより一般会員は、税理士法改正問題に特段の関心を持ち、各地域で運動していただきたい。現在、全国青年税理士連盟は、「税理士法改正対策本部」を設置し、税理士法改正に関する情報の収集、また国会活動を通じ、税理士法の改正は基本要綱の理念に基づいた改正でなければ法改正の意味がない事を力説している。青税会員の方々はとくにこの大事な時期に大きく飛び上っていただきたい。我々の先輩税理士が、昭和三十九年の政府案を潰したときのように、青税連の存在意義が問われているのも今だと思う。そして、日税連、各単位税理士会の動きを充分に監視し、機会あるごとに、基本要綱の実現を訴え、国民のための税理士制度の確立のために共に行動しよう。

## 行政処分の制限と質問検査権

—国税通則法七〇条について—

江  
畧  
昇  
平（新潟）

れる

その問題点として、行政処分の制限を規定した国税通則法七〇条

租税法上の質問検査権は通常任意調査である場合であってもその  
限界がどこにあるかについて探求す  
るといろいろな問題に遭遇する  
が、二つ、「事前調査」（どう

り「現況調査」であり、ここに取上げる国税通則法七〇条による行政処分の制限の下における調査権のあり方である。

行政権が行政目的に従つて質問検査権を行使する場合、国民の自由権との関連においてその必要性と限界は明確にされていなければならない。これは法の支配を規定した近代法の要求である。

受ける側から受動的なものとして習慣づけられているこれ等の行政行為は、本面二面性を持つていて、行政それ自体法の支配を受けるものであること、自己目的のために拡張解釈することが許されないこと等の考え方には、こうした観点から質問検査権の実態にふれるとき、この基本的な理念が正確に貫かれているかどうかに關してかなりの疑問が指摘さ らわれて いる。

あるいは客観的な外部資料を有する場合と在する場合は別として、このような資料はないか調査すれば不正が発見されるかもしれないという程度の判断で質問検査権を行使することは、第二項に付された条件を充たしたものとは言えない。

質問検査権が無原則に拡張されると、行政客体に対し無権利状態を生じ民主的な自主納税制度がアボロギー化する危険性がある。通常の税務調査は三年以内に行われることが、本則であり、五年に遡ることは上述のように特別きびしい条件が必要とされる。その条件が備わらない時点で公権力としての質問検査の介入は無理であつて論理性を欠いている。

納税者が同条を理由に調査について異論を唱えるとすると、当然通常の場面と異ってその必要性について説明されなければならない」と解する。この異論について調査に否定的であると考えるのは早計と言わねばならない。(この段階で秩序犯が成立することは考えらう。

法七〇条が直接質問検査権にふれていないことから法人税法一五四条、所得税法二三四四条等を安易に拡張解釈する結果ではないかと思ふが、このように早足でここを廢去

行政主体も同じく法の支配を受けるものである限り、その行為に一定の制限があり、自己目的のためにそれを越えることは許されない。

一八世紀における刑法の古典的名著ベッカリアの「犯罪と刑罰」が書かれた頃は、キリスト教の世俗的勢力や王侯貴族等の封建勢力もる。

## 全青税発行の出版物の ご案内

付加価値税視察団報告書	2,000円
ヨーロッパ税理士制度	2,000円
ヨーロッパの中小企業税制	2,500円
クレッカーラ講演録	500円
十年のあゆみ	2,000円
業務改善資料集	2,000円
第一税協の「要望書、批判」に対する反論	500円

是非お買い求めのうえ、今後の活動の参考として下さい。

申込先 全青税事務局又は単位  
青税にお申込み下さい。

# 単位会だより

△東京青年税理士連盟△

## 第十八回定期

総会終る

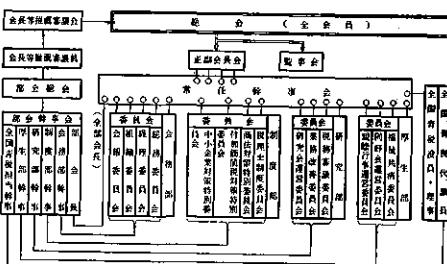
去る六月十日、午後一時より東京税理士会館において第十八回定期総会が終了した。

新会長辻健君が選ばれ、税理士法問題に力を傾注すると力強く、所信を述べ、会員も団結して活動することを約束した。参考までに東京青税連は約七〇〇名の会員をもって組織され、税理士制度の発展強化をめざし次のような事業を行なっている。

- (1) 税理士制度の研究とその発展強化に資するための諸施策
  - (2) 租税制度、税務行政に関する調査研究とその改善普及活動
  - (3) 税法その他税理士業務に関する諸問題の研修
  - (4) 会員相互の親睦、福利をはかるための諸施策
  - (5) その他本会の目的を達成するため必要な事項
- 以上の活動目的に従つて次のようないくつかの行事を行なっている。

(1) 月例研究会

(東京青年税理士連盟会務分掌図)



(注) 常任幹事会の独立体制による「幹事組合」がある。



挨拶する辻新会長

- (2) 親睦行事(新年会、忘年会、ゴルフコンペ、親睦旅行会)
- (3) 税理士試験合格者祝賀会

△大阪合同青年税理士連盟△

## 第二〇回定期

総会終る

去る六月二〇日、午後二時より、大阪市の大坂合同税理士会において、恒例の定期総会が開催された。

代表幹事のあいさつ、議案審議

と順調に進み、最後の総会宣言案採択、そして大青税公印を新代表幹事(大森英彦君)に引継がれ総会は終了した。そして、新代表幹事は次のように訴えています。

東京、名古屋、神奈川の青税は火のように燃え、青税会員ばかりでなく、税理士会員が訴える行動に出ています。今、税理士法問題

で我々が立ち上がらなければ税理士制度は崩壊し、青税としての、又大青税の存在理由がなくなると共に各地の会員の努力が無くなるとてしまいます。そこで本年は「行動する青税」をスローガンに、各種の施策を重点的展開して行きました。

と力強く訴えられた。

参考までに当日の「総会宣言」は次のとおり決議された。

- (1) 青年税理士は税理士の使命、試験制度、自主権につき、基本要綱の精神を十分認識し、広く内外にPRすると共に、基本要綱を無視した法改正運動を阻止しよう
- (2) 青年税理士は租税負担の公平を阻害する一般消費税の導入に反対し、租税制度が内包する矛盾を明らかにして、その改善に努力を

## 裁判長は藤田判事に替わる

前回は文書提出命令をめぐつてやりとりがあったが、その後、

六月五日、第十九回裁判は、裁判長に藤田判事が替わり、再審議に入った。原告側は鶴田得二弁護士をはじめ、相磯、芹沢、井上、松井、東島、山川の七弁護士、他に横井原告団長、吉沢氏の原告、傍聴人十五人が出席した。

裁判所としては、早期に結審したい意向であるが、この裁判には大蔵当局も異常な関心を示しており、税理士法改正との絡みもある。次回の公判は八月四日、午後三時より東京地方裁判所で行なわれるが、会員のより多くの傍聴をお願いしたい。

裁判所としては、早期に結審したい意向であるが、この裁判には大蔵当局も異常な関心を示しており、税理士法改正との絡みもある。次回の公判は八月四日、午後三時より東京地方裁判所で行なわれるが、会員のより多くの傍聴をお願いしたい。

